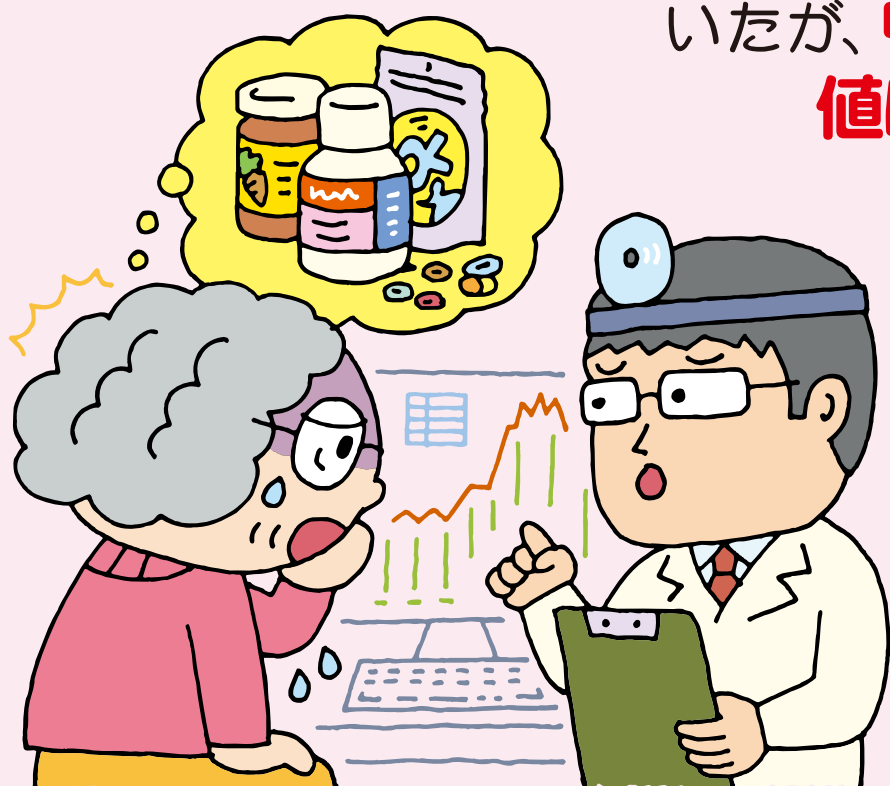


見守り 新鮮情報

だるさが続き、皮膚も黄色っぽくなっていたため病院に行った。血液検査をすると、**肝臓や胆道の病気**の変化を示す値が上昇していた。2～3カ月ほど前から、**3種のサプリメント**を摂取していたが、**中止**したところ、これらの**値は減少**した。**サプリメント**

に対する反応を調べる血液検査でもすべて**陽性**となり、**薬物性肝障害**と診断され、1カ月ほど**入院**となった。
(70歳代 女性)



健康食品の摂取による 肝障害にご注意

ひとこと助言

注意してね



見守るくん

- 健康食品の摂取により、まれに薬物性肝障害を発症することがあり、重症化するケースも報告されています。多くは自身の体質によるもので、誰でも発症する可能性があります。
- 健康食品を摂取して、倦怠感、食欲不振、発熱、黄だん、発疹、吐き気・おう吐、かゆみ等の症状が続く場合は摂取をやめ、速やかに医療機関を受診しましょう。
- 受診する際は、健康食品やそのパッケージを持参し、医師へ正確に情報を伝えましょう。
- 健康食品は、あくまで補助的なものです。安易に健康食品で栄養の偏りや生活の乱れを解決しようとせず、まずは日頃の食事、運動、栄養に気を配りましょう。

見守り 新鮮情報

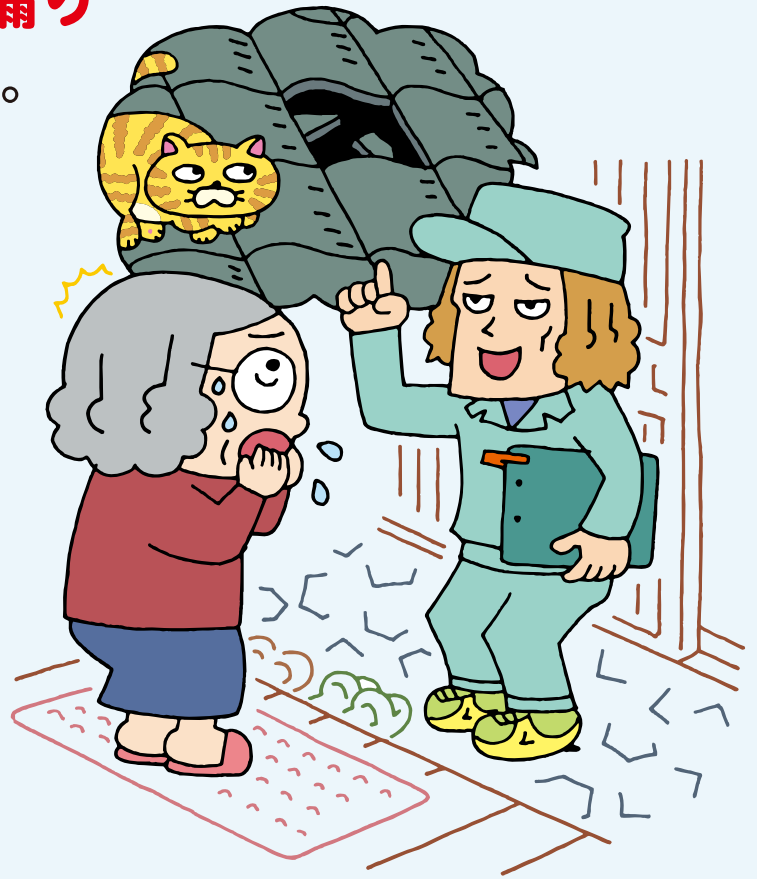
「近くで屋根工事をしていたら、お宅の**瓦が傷んでいる**ように見えたので**点検**したい」と業者が**訪問**してきた。**点検**した後、業者が**撮影した瓦の映像**を見せられ、「かなり**ひどい**。

このままでは**雨漏り**

するかもしれない。

すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので**今でないと契約出来ない**」と**せかさ**れ、約**40万円**の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もう**キャンセルは出来ない**」と怒鳴られた。

(70歳代 女性)



不安をあおり契約させる リフォーム工事の点検商法

ひとこと助言

その場で
契約しないで



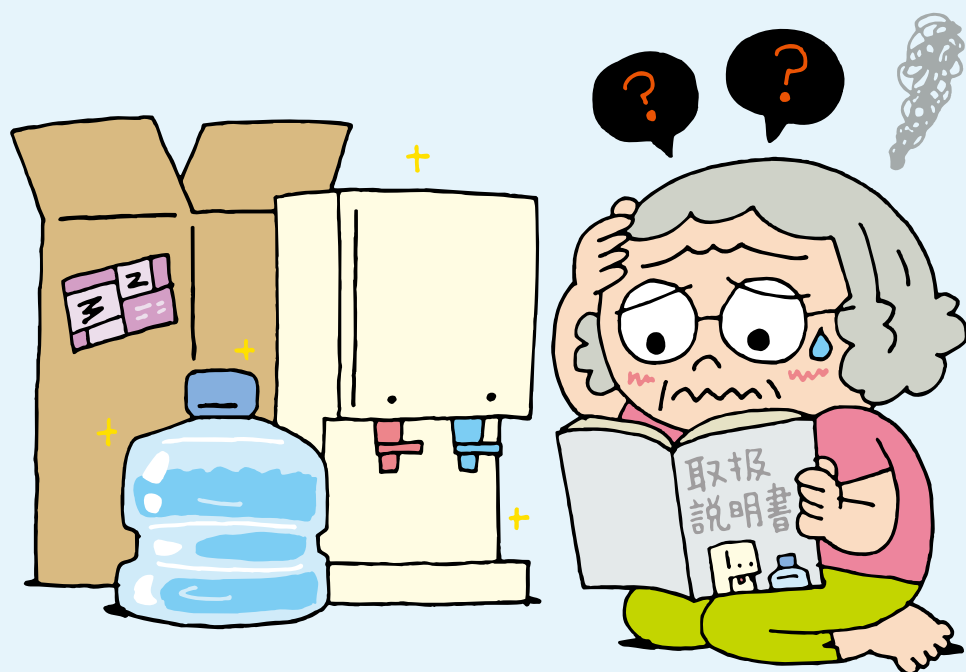
見守るくん

- 住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを告げず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。
- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。
- 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。
- 法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

ショッピングモールで、「1カ月は無料。その後も500円程度でおいしい水が飲める」と勧誘され、**ウォーターサーバーのレンタル**と2カ月に1回の**水の定期宅配契約**をした。自宅にサーバーと水が届いたが、**設置方法が分からず**、自分で**管理出来**

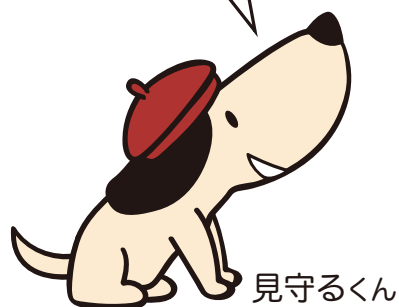
ないと思った。その日のうちに電話で**解約**を申し出たところ1万6千円の**高額な解約料**を請求された。解約料が発生するという説明は聞いていない。(70歳代 女性)



ショッピングモールで 勧誘されたウォーターサーバー

ひとこと助言

契約前によく考えよう



見守るくん

- ショッピングモール等の店舗内に設置された特設ブースで、勧められたウォーターサーバーがよさそうに思えても、自宅に設置出来るのか、水の交換が一人で出来るのか等、実際に管理・取り扱いが出来るか、本当に必要かどうかを契約前によく考えましょう。
- ウォーターサーバーのレンタル契約は、契約期間が複数年と定められていたり、中途解約すると解約料が発生したりするので注意が必要です。契約する際は、管理・取り扱い方法だけではなく、契約金額や解約条件等、契約内容をよく確認しましょう。
- 場合によってはクーリング・オフを行うことが出来ます。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

事例1 インターネットで**海外航空券**の申し込みをしたが行けなくなった。**キャンセル**をしたいが**電話もつながらず**、メールを送っても**返信が来ない**。(70歳代 男性)

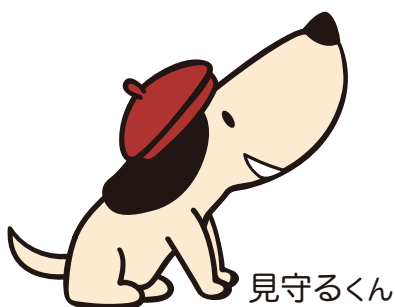
事例2 インターネットで4カ月先の**海外のホテル**を**予約**した。翌日**キャンセル**したが、**高額な解約料**を請求された。(60歳代 女性)



契約条件は 自分でよく確認!

インターネットでの旅行予約

ひとこと 助言



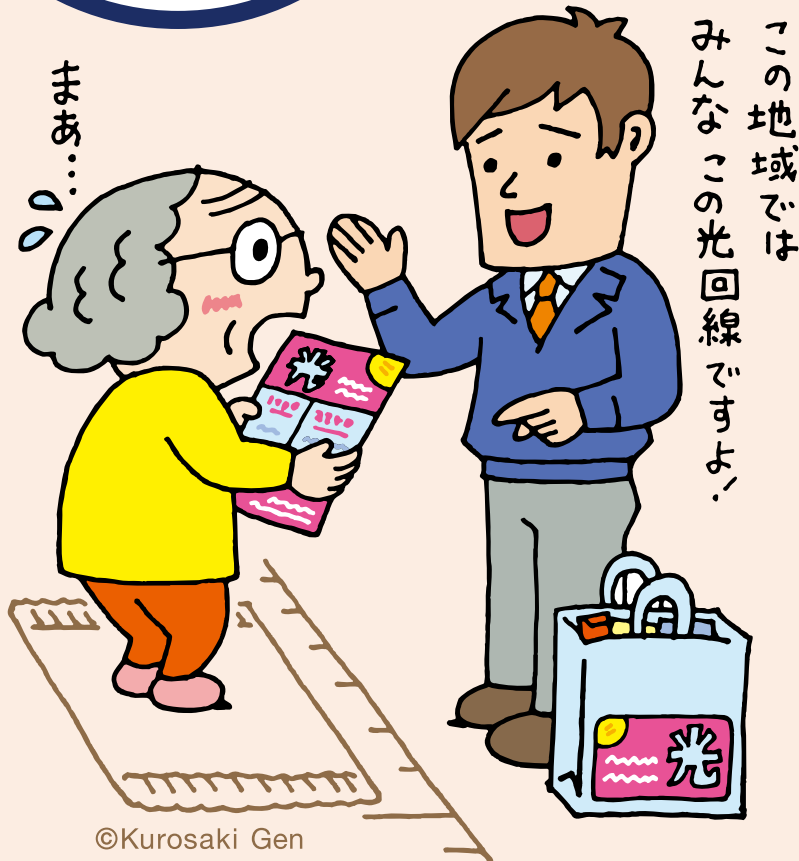
見守るくん

- インターネットでの旅行予約は店舗での予約と異なり、対面で詳しく説明を受けることが出来ません。利用規約等をよく読み、予約内容やキャンセル、変更などの契約条件は、申し込みの前に自分自身でよく確かめる必要があります。
- サイト運営事業者の基本情報(名称、住所、代表者、日本の旅行業登録有無等)や顧客対応窓口への問い合わせ手段等を確認しておきましょう。海外事業者が運営するサイトの場合は日本語対応の可否等も調べましょう。
- 申込時には、予約内容が確認できる画面をよく確認しましょう。予約後は予約確認メールをすぐ確認することが大切です。不測の事態に備えて画面を印刷し、精算が完了し旅行が終わるまで保管しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

事例1

「電力工事のお知らせに訪問したい」と言われ、契約中の電力会社だと思いを聞いた。「この地域は皆、この**光回線**にしている」と変更が必要であるかのように言われ、書類に記入したら、**別会社**への**光回線**申込だった。(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

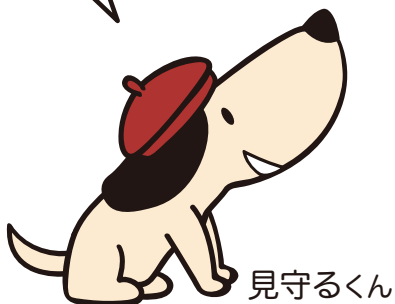
事例2

契約中の大手通信事業者Aを名乗る電話があり、「**光コラボ**の案内。今より**千円**ほど**安く**なる」と勧誘された。**A社**の**プラン**変更だと思い手続きをしたら、**別会社**との**契約**になっていた。(60歳代 男性)

光回線サービスの変更は、内容をよく理解してから

ひとこと助言

契約先を確認して



見守るくん

- NTT 東日本やNTT 西日本から光回線を借り受けた事業者(光コラボレーション事業者)の参入が増え、これらが提供する光回線サービス(コラボ光)の相談も寄せられています。光コラボレーション事業者との契約は、NTT 東西との契約ではありません。
- 「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなる場合があります。
- 勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。内容が理解出来ない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。
- コラボ光は、電気通信事業法の解約ルールである「初期契約解除制度」の対象です。解約したいと思ったら、すぐに光コラボレーション事業者に申し出ましょう。心配なときは、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

事例1 理髪店で**5回分**の散髪代で**6回散髪出来る**という**回数券**を購入していたが、前触れもなく**倒産**したようだ。**未使用**の券が残っている。電話をかけたが繋がらない。
(80歳代 男性)

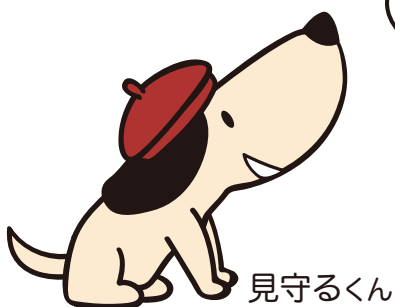
事例2 マッサージ店で**20回分**の**回数券**を買った。その後、高齢の父の介護で長期帰省することになったので、**未使用**の回数券を**払い戻し**してもらおうとしたが、社内規定により**払い戻し出来ない**と言われた。
(60歳代 女性)



©Kurosaki Gen

回数券 使えなくなる リスクも考えて購入を

ひとこと助言



よく考えてね

- 「割安になる」「特典が付く」等でお得感のある回数券ですが、未使用でも払い戻しされない場合があります。健康状態や引っ越し等先々通うことが困難になることもあります。期間内に使い切れるかどうか、購入する前によく考えましょう。
- 回数券の利用方法・払い戻し等については各事業者が定めた約款等に従うこととなります。事業者が倒産した場合でも、払い戻しが出来るとは限りません。購入する前にしっかり確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

近所に**スポーツジム**がオープンし、**新規入会キャンペーン**が行われていたので、**割引料金**で申し込みをした。ジムでマシンを使って運動したところ、膝が

痛くなってしまった。自分には負荷が大きすぎると思い、**退会**を申し出ると「キャンペーン価格で入会した場合、半年間は**やめられない**。やめる場合は半年分の会費に相当する**違約金**を支払わなければならない」と言われた。

(60歳代 女性)



©Kurosaki Gen

退会するのに**違約金!** キャンペーン価格で入会したジム

ひとこと 助言



- スポーツジム等、店舗で交わした契約は原則クーリング・オフ出来ません。
- 契約する際は、契約書面や規約を必ず読み、施設の利用方法や退会の手続き、解約時の料金精算方法等を確認しましょう。確認の際、分からないことはスタッフに十分に説明してもらいましょう。
- 特にキャンペーン等で入会金無料や月会費の割引を行っている契約では、その条件として、一定の期間解約が出来なかったり、中途解約すると違約金等を請求されたりすることがあるので注意しましょう。
- 入会后、健康状態等により通うことが困難になる場合もあります。事前に家族や周囲の人に相談することも大切です。
- 不安に思ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。